

インターネットモニタリング委嘱業務仕様書

1 目的

SNS 等インターネット上では、様々な差別や偏見、匿名性を悪用した個人情報の暴露や誹謗中傷等が深刻な問題となっている。このようなインターネット上の人権侵害対策のため、インターネット上の人権侵害に関する情報についてモニタリングを実施し、迅速な削除要請を行い、インターネット上の人権侵害の防止・抑制を図る。

2 委嘱内容

(1) インターネットモニタリング

受嘱者のパソコン又はモバイル端末を利用してインターネットの閲覧を行い、徳島県内における個人の名誉を侵害する書き込み、差別を助長するような書き込みや動画投稿等の有無を確認する。

① モニタリングの対象

- (ア) 2ちゃんねる (イ) 5ちゃんねる (ウ) 爆サイ四国
- (エ) X (旧: Twitter) (オ) Tick Tock (カ) YouTube
- (キ) Google マップ口コミ (ケ) Yahoo 知恵袋

② 検索方法

- ・検索キーワードを定め、AIを使用してモニタリングを行う。
なお、検索キーワードについては、徳島県において別途定める。
- ・その他受嘱者が必要と判断した場合、検索エンジン等を使用してモニタリングを行う。

③ 実施日・実施回数

月 20 時間実施する。実施曜日及び時間等については、委嘱後に徳島県と受嘱者で協議の上、定めることとする。作業時間には結果報告書作成の時間も含める。

④ 実施期間

委嘱の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

⑤ その他

誹謗中傷、差別として問題のある書き込みかどうか又は否かの判定が困難な情報については、その都度、徳島県と協議すること。

(2) モニタリング結果の報告

① 結果報告書の作成

モニタリングの結果を基に、サイト名、URL 等の関連情報をリスト化し、結果報告書〈別紙様式〉を作成すること。

② 結果報告書の提出・方法

結果報告書については、翌月 10 日までに電子メールにより徳島県多文化共生・人権課へ提出すること。

ただし、執拗に繰り返される投稿や複数の投稿者による集中的な誹謗中傷等により生命や身体に対する危険性や緊急性の高い情報、個人が特定可能で悪意ある情報につ

いては、速やかに徳島県に電話又は電子メール（閉庁日の場合は電子メールで）で報告すること。

3 その他

- (1) 業務実施に際して、トラブルが発生した場合及び受嘱者に損害が生じた場合であっても、徳島県は損害賠償その他一切の責任を負わないこととする。
- (2) 受嘱者は、業務実施により得られた情報に関して、委嘱期間終了後においても守秘義務があること。また、情報セキュリティ対策を講じることとし、情報を保持する場合は、適切に保管すること。
- (3) 受嘱者は、徳島県と連絡を密にして業務に当たり、業務の進捗状況等において疑義が生じたときは徳島県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度徳島県と受嘱者の協議により決定するものとする。
- (5) 月 20 時間を超えて作業しても、謝金は月 20 時間分を上限とする。